

令和7年2月 定例会

新潟東港地域水道用水供給企業団
議 会 会 議 録

(第 1 号)

新潟東港地域水道用水供給企業団議会

議事日程

令和7年2月17日 午後4時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員提案第2号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議員提案第3号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第5 報告
- 定期監査の結果について
- 出納検査の結果について
- 議員派遣の結果について
- 日程第6 議案第1号及び第2号
- (企業長提案理由説明)

新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会議事録（第1号）		
開 会	令和7年2月17日 午後4時00分	
閉 会	令和7年2月17日 午後4時08分	
出席議員	氏 名	氏 名
	平 松 洋 一	
	荒 井 宏 幸	
	渋谷 明 治	
	松 下 和 子	
	宇 野 耕 哉	
	小 泉 仲 之	
	若 月 学	
	宮 本 佳 太	
	長 島 徹	
	栗 原 博 久	
	青 木 順	
欠 席 議 員		
職務のため 出席した者の 職氏名	総務係主事 星 野 友 哉	
	総務係主事 藤 井 海 人	
説明のため 出席した者の 職氏名	企 業 長 中 原 八 一	
	事務局長 下 川 康 介	
	事務局次長 永 島 健 一	
	事務局次長 佐 藤 健 太 郎	
	総務係長 渡 邊 英 樹	
議事日程	別紙のとおり	

本日の会議に付した事件		
議案番号	議案の件名	議決結果
議員提案第2号	新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	可決
議員提案第3号	新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部改正について	可決
議案第1号	令和7年度新潟東港地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算	可決
議案第2号	新潟東港地域水道用水供給企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	可決

午後4時00分開会

○議長(小泉仲之) ただいまから令和7年2月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小泉仲之) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、松下和子 議員 及び、青木順 議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小泉仲之) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって会期は、1日間と決定しました。

日程第3 議員提案第2号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議員提案第2号

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月17日提出

提出者	新潟東港地域水道用水供給企業団議会議員	平松洋一
賛成者	同	長島徹
	同	青木順

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を
改正する条例

新潟東港地域水道用水供給企業団議会の個人情報保護に関する条例（令和5年新
潟東港地域水道用水供給企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日か
ら施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○議長（小泉仲之） 次に、日程第3、議員提案第2号について提案議員の説明を求め
ます。平松洋一 議員。

[平松 洋一議員 提案理由説明]

○提案議員（平松洋一） 議員提案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、議会の個人情報保護に関する条例の規定において、刑法の一部改正に伴
い、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定め
るため、この条例案を提出するものであります。

何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小泉仲之） ただいまの説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 質疑なしと認めます。

○議長（小泉仲之） ただいまから、討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小泉仲之） 討論はないものと認めます。

○議長（小泉仲之） それでは採決いたします。

議員提案2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって議員提案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提案第3号 新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部改正について

議員提案第3号

新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部改正について
新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のとおり
制定するものとする。

令和7年2月17日提出

提出者	新潟東港地域水道用水供給企業団議会議員	長 島	徹
賛成者	同	平 松	洋 一
同	同	青 木	順

新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則
新潟東港地域水道用水供給企業団議会傍聴規則(昭和58年新潟東港地域水道用水供給企業団議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○議長(小泉仲之) 次に、日程第4、議員提案第3号について提案議員の説明を求めます。長島徹 議員。

[長島 徹議員 提案理由説明]

○提案議員(長島徹) 議員提案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、議会の傍聴規則において、精神障害を理由とする制限条項を撤廃するため、提出するものであります。
何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(小泉仲之) ただいまの説明について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) 質疑なしと認めます。

○議長(小泉仲之) ただいまから、討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) 討論はないものと認めます。

○議長(小泉仲之) それでは採決いたします。

議員提案3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって議員提案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 報告

○議長(小泉仲之) 次に、日程第5、報告です。

定期監査の結果及び出納検査の結果並びに議員派遣の結果について、本件については、監査委員及び議会議長名で報告書が提出されており、内容はお手元に配布のとおりです。

日程第6 議案第1号及び第2号

○議長(小泉仲之) 次に、日程第6、議案第1号及び第2号を一括して議題といたします。企業長に提案理由の説明を求めます。

[中原企業長 提案理由説明]

○企業長(中原八一) 令和7年2月議会定例会にあたり、企業団の事業運営に関する所感の一端を申し上げるとともに、本日提案いたしました議案の概要について説明を申し上げます。

はじめに、今年度事業運営につきましてはこれまでのところ浄水処理に大きな影

響のある自然災害はなく原水の濁度も安定しており、良好な施設運転が続いております。また、事業収支につきましては厳しい状況ではありますが、おおむね予定通りに進んでおりますことをまずご報告いたします。

次に、本日提案いたしました次年度の事業会計予算につきましては、収入は料金単価を据え置きとし、今年度と同程度を見込んでおります。一方支出は、物価高による費用の高騰が続いており、依然として厳しい経営が見込まれます。そのような状況ではございますが、僅かですが黒字となる収支均衡の予算を組むことができました。今後も安心安全な水道水の安定供給に努めてまいりますので、引き続き議員各位並びに構成団体の皆様からのご指導とご支援をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要につきまして説明を申し上げます。

議案第1号は「令和7年度事業会計予算」についてです。

はじめに、収益的収支につきましては、収入は、給水収益などで9億6千245万円余を予定しております。なお、給水収益の基礎となる水道水の総供給量は、1千438万立方メートル余を予定しております。一方支出は、施設の運転・維持管理費などで8億9千378万円余を予定いたしました。その結果、消費税を除いた収支は16万円余の純利益を予定しております。

次に、資本的収支につきましては、収入は企業債借入金などで1億8千万円余、支出は施設の更新費用や企業債償還金などで9億514万円余を予定いたしました。その結果、7億2千514万円余の収支不足が見込まれますが、損益勘定留保資金などで補填いたします。

次に議案第2号は、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」です。

こちらは、「刑法等の一部を改正する法律」の施行にともない、用語の整理を行うものです。

以上、提案いたしました議案について説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小泉仲之) ただいまの説明について、質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) 質疑なしと認めます。

○議長(小泉仲之) ただいまから、討論に入ります。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) 討論はないものと認めます。

○議長(小泉仲之) それでは採決したいと思います。

採決の方法については一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。

○議長(小泉仲之) それでは採決します。

議案第1号及び第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉仲之) ご異議なしと認めます。したがって議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小泉仲之) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、令和7年2月新潟東港地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時08分閉会

招 集 年 月 日	令和7年2月17日
開 会 の 時 刻	令和7年2月17日 午後4時00分
閉 会 の 時 刻	令和7年2月17日 午後4時08分
会 期	令和7年2月17日 より 令和7年2月17日 まで 1日間

以上会議のてん末を承認し署名する。

令和7年2月17日

新潟東港地域水道用水供給企業団 議会議長 小 泉 仲 之

同 署名議員 松 下 和 子

同 署名議員 青 木 順